

○内閣府令第二十七号

地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十六条、第十七条の二第三項第二号、第十七条の七第一項、第二項第七号及び第八号、第六項並びに第十三項並びに第十七条の十三第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として

移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(地域再生計画の認定の申請)

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 法第五条第四項第三号又は第十五号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあつては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類

五 「略」

六 法第五条第四項第五号の事項を記載している場合には、地方活力向上地域（同号イに規定する地方活力向上地域をいう。次条第一項第七号イ及び第二十九条において同じ。）及び準地方活力向上地域（法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域をいう。次条第一項第七号イにおいて同じ。）又はそのいずれか一の地域のおおむねの区域を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

七 法第五条第四項第七号の事項を記載している場合には、同号に規定する商店街活性化促進区域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千

改正前

(地域再生計画の認定の申請)

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

〔一〇三 同上〕

四 法第五条第四項第三号又は第十三号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあつては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類

五 「同上」

六 法第五条第四項第五号の事項を記載している場合には、地方活力向上地域（同号に規定する地方活力向上地域をいう。次条第一項第七号イ及び第二十九条において同じ。）のおおむねの区域を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

「号を加える。」

分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

八 法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ 法第五条第四項第八号に規定する集落生活圏（第七条第一項第二号において単に「集落生活圏」という。）のおおむねの区域及び同号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ 法第五条第四項第八号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

九 法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図
「号を削る。」

十 法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ 法第五条第四項第十一号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ 法第五条第四項第十一号に規定する事業のおおむねの区域が、国

七 法第五条第四項第六号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ 法第五条第四項第六号に規定する集落生活圏（第七条第一項第二号において単に「集落生活圏」という。）のおおむねの区域及び同号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ 法第五条第四項第六号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

八 法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図
削除

十 法第五条第四項第九号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ 法第五条第四項第九号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ 法第五条第四項第九号に規定する事業のおおむねの区域が、国の

の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

十一 法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十二 法第五条第四項第十三号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十三 法第五条第四項第十四号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている地域経済牽引事業促進基本計画

〔十四 略〕

2 別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

〔一・二 略〕

三 次条第一項第十七号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十五号に規定する補助金等交付財産をいう。

次条第一項第十七号において同じ。）の所在を表示した図面

（地域再生計画の記載事項）

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一 略〕

六 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 〔略〕

施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

十一 法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十二 法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十三 法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている地域経済牽引事業促進基本計画

〔十四 同上〕

2 別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

〔一・二 同上〕

三 次条第一項第十六号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十三号に規定する補助金等交付財産をいう。

次条第一項第十六号において同じ。）の所在を表示した図面

（地域再生計画の記載事項）

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一 同上〕

六 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 〔同上〕

ロ 法第五条第四項第四号ロの事項のうち地方公共団体、地域再生推進法人（同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。第七条第一項第一号及び第四十四条において同じ。）又は第七条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合 同条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

〔ハ・ニ 略〕

七 法第五条第四項第五号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項
イ 地方活力向上地域及び準地方活力向上地域又はそのいずれか一の地域の区域並びに当該地域をその区域に含む地方公共団体その他の者が地方活力向上地域等特定業務施設整備事業（法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業をいう。以下同じ。）を推進するために行う事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容及び当該地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施による地域における就業の創出又は経済基盤の強化に資する程度

八 法第五条第四項第六号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の創出又は経済基盤の強化に資する程度

九 法第五条第四項第七号の事項を記載する場合には、同号に規定する商店街活性化促進事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十 法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する

ロ 法第五条第四項第四号ロの事項のうち地方公共団体、地域再生推進法人（同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。第七条第一項第一号及び第三十八条において同じ。）又は第七条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合 同条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

〔ハ・ニ 同上〕

七 法第五条第四項第五号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項
イ 地方活力向上地域の区域並びに当該地方活力向上地域をその区域に含む地方公共団体その他の者が地方活力向上地域特定業務施設整備事業（法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業をいう。以下同じ。）を推進するために行う事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施による地域における就業の創出又は経済基盤の強化に資する程度

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

八 法第五条第四項第六号の事項を記載する場合には、同号に規定する

事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十一 法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度

十二 法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

「号を削る。」

十三 法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十四 法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、前条第一項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十二号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十五 法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、前条第一項第十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十三号に規定する事業及び措置の内容及び当該事業及び措置の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十六 法第五条第四項第十四号の事項を記載する場合には、前条第一項

事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

九 法第五条第四項第七号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度

十 法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

十一 削除

十二 法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十三 法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、前条第一項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十四 法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、前条第一項第十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十一号に規定する事業及び措置の内容及び当該事業及び措置の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十五 法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、前条第一項

第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される地域経済牽引事業促進基本計画の名称及び当該地域経済牽引事業促進基本計画を作成した者の名称並びに当該地域経済牽引事業促進基本計画に記載されている法第五条第四項第十四号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

十七 法第五条第四項第十五号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項

十八 〔略〕

〔2〕4 略

（法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業等）

第七条 法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業は、地域における特定政策課題の解決に資する事業であつて、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 地域再生拠点（法第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点をいう。）の形成を図るために行う次に掲げる事業であつて株式会社により行われるもの

〔イ・ロ 略〕

2 〔略〕

第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される地域経済牽引事業促進基本計画の名称及び当該地域経済牽引事業促進基本計画を作成した者の名称並びに当該地域経済牽引事業促進基本計画に記載されている法第五条第四項第十二号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

十六 法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項

十七 〔同上〕

〔2〕4 同上

（法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業等）

第七条 法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業は、地域における特定政策課題の解決に資する事業であつて、次に掲げるものとする。

一 〔同上〕

二 地域再生拠点（法第五条第四項第六号に規定する地域再生拠点をいう。）の形成を図るために行う次に掲げる事業であつて株式会社により行われるもの

〔イ・ロ 同上〕

2 〔同上〕

(法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設)

第八条 法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設(以下「特定業務施設」という。)は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとする。

一 事務所であつて、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

〔イ〕ホ 略

二 研究所であつて、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

三 研修所であつて、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

(法第十六条の内閣府令で定める要件)

第二十三条 法第十六条の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 同一の認定地域再生計画に関して既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあつては、常時雇用する従業員の数が次のいずれにも該当するものであること。

イ 第二十六条第四項の確認書の交付のうち、初回の交付において確認された常時雇用する従業員の数以上の数を維持していること。

ロ 基準日(第二十六条第一項に規定する株式の払込みの期日(払込みの期間を定めた場合にあつては払込みがあつた日)をいう。第二

(法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設)

第八条 法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設(以下「特定業務施設」という。)は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとする。

一 事務所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

〔イ〕ホ 同上

二 研究所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

三 研修所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

(法第十六条の内閣府令で定める要件)

第二十三条 法第十六条の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 〔同上〕

〔号を加える。〕

十六条第二項第一号ニにおいて同じ。）の属する事業年度の前事業年度（以下この条及び第二十六条において「基準事業年度」という。）の年度末における常時雇用する従業員の数に比べて二人（当該会社が商業又はサービス業（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項の商業又はサービスをいう。）に属する事業を主たる事業として営む者である場合にあつては一人）以上増加していること。ただし、第二十六条第四項の確認書の交付のうち、初回の交付を受けた日以後最初の事業年度が終了していない場合は、この限りでない。

三 同一の認定地域再生計画に関して第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社が他にない場合において、認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第四号ロに規定する事業を専ら行う会社（第七条第一項第二号イに規定する事業を専ら行うものを除く。）であること。

四 中小企業基本法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社のうち、次のいずれにも該当するものであること。

イ 「略」

ロ 基準事業年度における損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。ただし、設立後最初の事業年度が終了していない場合は、この限りでない。

二 認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第四号ロに規定する事業を専ら行う株式会社（第七条第一項第二号イに規定する事業を専ら行うものを除く。）であること。

三 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社のうち、次のいずれにも該当するものであること。

イ 「同上」

ロ 確認（法第十六条の確認をいう。第二十六条第八項及び第九項を除き、以下同じ。）の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度（次条第一項第二号及び第三号において「基準事業年度」という。）における次条第一項の規定により提出された同項第二号の損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。ただし、当該会社が当該申請の日の属する事業年度に

- 五|| [略]
- 六|| [略]
- 七|| [略]
- 八|| [略]

「号を削る。」

「号を削る。」

(認定地方公共団体による会社の要件の確認)

第二十四条 [①] 法第十六条の規定による確認に係る株式を発行しよ

うとする会社は、前条各号に掲げる要件（同条第二号ロ中「第二十六条第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては、払込みがあった日）」とあるのは「次項の申請の日」であるものとした場合における当該要件とする。）に該当することについて、認定地方公共団体の確認を受けることができる。

設立された場合は、この限りでない。

- 四|| [同上]
- 五|| [同上]
- 六|| [同上]
- 七|| [同上]
- 八|| [同上]

八|| 個人からの金銭の払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。以下同じ。）を受けて新株を発行するときに、その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約（以下「株式投資契約」という。）を締結する株式会社であること。

九|| 当該認定地域再生計画に係る次条第七項の特定会社であって同条第五項の有効期間が満了していないものがない場合において、確認を受けようとする株式会社であること。

(認定地方公共団体の確認に係る手続等)

第二十四条 「項を加える。」

2|| 前項の確認に係る株式を発行しようとする会社は、別記様式第八による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。

3|| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下この条において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された会社にあつては、その設立時における財産目録）

三 基準事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四 「略」

五 常時雇用する従業員数を証する書類（既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあつては、基準事業年度末に係るものを含む。）

六 組織図（既に第二十六条第四項の確認書の交付を受けた会社にあつては、基準事業年度末に係るものを含む。）

七 前条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

八 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

4|| 認定地方公共団体は、第二項の規定による提出を受けたときは、その

「項を加える。」

①|| 確認を受けようとする会社は、別記様式第八による申請書に、当該株式会社の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 基準事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された株式会社にあつては、その設立時における財産目録）

三 基準事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四 「同上」

五 常時雇用する従業員数を証する書類

六 組織図

七 前条第一号から第八号までに掲げる要件に該当する旨の別記様式第九による宣言書

八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2|| 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の

内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の会社に対して、別記様式第九による確認書を交付するものとする。

「項を削る。」

5|| 認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第二項の会社に対して、別記様式第十によりその旨を通知するものとする。

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

申請書を受理した日から、原則として一月以内に、確認に関する処分を行うものとする。

3|| 認定地方公共団体は、前項の確認をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第十による確認書を交付するものとする。

4|| 認定地方公共団体は、確認をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第十一によりその旨を通知するものとする。

5|| 認定地方公共団体は、第三項の規定による確認書の交付に際し、確認の日から起算して三年を超えない範囲内において有効期間を付するものとする。

6|| 前項の有効期間は、確認に係る特定地域再生事業が終了したときは、前項の規定にかかわらず終了するものとする。

7|| 第三項の規定により確認書の交付を受けた会社（以下「特定会社」という。）は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8|| 認定地方公共団体は、第二項の確認を受けた特定会社について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

9|| 認定地方公共団体は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式第十二により当該確認を受けていた特定会社に対してその旨を通知するものとする。

10|| 認定地方公共団体は、確認をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は確認を取り消した場合

- 6 認定地方公共団体は、第四項の確認書を交付したときは、同項の確認書の交付を受けた会社の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。
- 7 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、第四項の確認書の交付を受けた会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

第二十五条 削除

も、同様とする。

- 11 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 12 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、特定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(報告書の提出時期及び手続)

- 第二十五条 特定会社は、事業年度終了後一月以内に、認定地方公共団体に対して、次に掲げる事項を記載した別記様式第十三による実施状況報告書を提出するものとする。
- 一 前年度の確認に係る特定地域再生事業の実施状況
 - 二 前年度の収支決算
 - 三 株式投資契約その他の資金の調達に関する実績
- 2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、確認に係る特定地域再生事業を適切に実施していると認めるときは、特定会社に対して、別記様式第十四による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面を交付するものとする。
- 3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して、別記様式第十五によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 4 特定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該特定会社の株式を払込みにより取得した個人に対して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。

(認定地方公共団体による株式の払込みの確認)

第二十六条 「項を削る。」

(特定会社に係る株式の払込みの確認等)

第二十六条 「①」 特定会社は、その発行する株式を取得する個人から

の金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第十六の報告書に、当該契約の日において次の各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第十七による宣言書及び当該各号に掲げる要件に該当することを証する書類を添えて、認定地方公共団体に提出するものとする。

一 当該特定会社はその設立の日以後十年を経過していないこと。
二 常時雇用する従業員の数が、確認の日における常時雇用する従業員の数以上の数を維持していること。

三 常時雇用する従業員の数が、当該締結日の属する事業年度の直前の事業年度末における常時雇用する従業員の数に比べて二人(当該特定会社が商業又はサービス業(中小企業基本法第二条第五項の商業又はサービス業をいう。)に属する事業を主たる事業として営む者である場合にあつては一人)以上増加していること。ただし、確認の申請の日の属する事業年度に払込みを受ける場合は、この限りでない。

2|| 特定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行ううとする個人が民法組合等(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。)を通じて取得した場合にあつては、当該特定会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

① 法第十六条の規定による確認に係る株式を発行した会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあつては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第十一による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。

一 当該民法組合等の組合契約書の写し

二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 別記様式第十八による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

3|| 認定地方公共団体は、第一項の報告書に関し、確認に係る特定地域再生事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、特定会社に対し、別記様式第十九による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

4|| 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して、別記様式第二十によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5|| 特定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

6|| 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した特定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした特定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該特定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあつては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第二十一による申請書一通を認定地方公共団体の長に提出するものとする

2|| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一|| 当該会社が第二十三条各号に掲げる要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された会社にあつては、その設立時における財産目録）

ハ 基準事業年度の確定申告書に添付された法人税法施行規則第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

ニ 基準日における株主名簿

ホ 常時雇用する従業員数を証する書類（既に第四項の確認書の交付を受けた会社にあつては、基準事業年度末に係るものを含む。）

ヘ 組織図（既に第四項の確認書の交付を受けた会社にあつては、基準事業年度末に係るものを含む。）

ト 第二十三条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

チ イからトまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二|| 前項の会社により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

イ 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があつたことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

ロ 当該個人が取得した当該株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十

7|| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一|| 第二十四条第三項の規定により交付を受けた確認書の写し

二|| 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があつたことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

九条第一項に規定する募集株式に限る。)の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

ハ 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による申込みがあつたことを証する書面

ニ 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭の払込み(商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百二十八号)附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。以下同じ。)を受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約を締結した契約書の写し

ホ イからニまでに掲げるもののほか、参考となる書類

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

3|| 第一項の会社により発行される株式を同項の個人が民法組合等(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合

三|| 当該個人が取得した当該株式(会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。)の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四|| 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による申込みがあつたことを証する書面

五|| 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、株式投資契約を締結した契約書の写し

六|| 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類
「項を加える。」

契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該民法組合等の組合契約書の写し

二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 別記様式第十二による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

4|| 認定地方公共団体は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第十三による確認書を交付するものとする。

5|| 認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6|| 認定地方公共団体は、当該認定地域再生計画に係る初回の第四項の確認書の交付をしたときは、当該認定地域再生計画を特定し得る事項、同項の確認書の交付を受けた会社の名称、代表者の氏名その他必要と認め

8|| 認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第十二による確認書を交付するものとする。

9|| 認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第二十三によりその旨及びその理由を通知するものとする。
「項を加える。」

る事項をインターネットの利用その他の方法により速やかに公表するものとする。

(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に係る手続等)

第二十八条 法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする個人事業者又は法人のうち、同項第一号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第十五による申請書に、同項第二号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第十六による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定都道府県知事（同項に規定する認定都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

2 〔略〕

3 認定都道府県知事は、前項の認定をしたときは、移転型事業を行う者に対しては別記様式第十七による認定通知書を、拡充型事業を行う者に対しては別記様式第十八による認定通知書をそれぞれ交付するものとする。

4 〔略〕

5 認定都道府県知事は、第二項の認定をしないこととしたときは、移転型事業又は拡充型事業を行う者に対して、別記様式第十九によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6 〔略〕

(実施期間)

(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に係る手続等)

第二十八条 法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする個人事業者又は法人のうち、同項第一号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第二十四による申請書に、同項第二号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定都道府県知事（同項に規定する認定都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

〔一〇四 同上〕

2 〔同上〕

3 認定都道府県知事は、前項の認定をしたときは、移転型事業を行う者に対しては別記様式第二十六による認定通知書を、拡充型事業を行う者に対しては別記様式第二十七による認定通知書をそれぞれ交付するものとする。

4 〔同上〕

5 認定都道府県知事は、第二項の認定をしないこととしたときは、移転型事業又は拡充型事業を行う者に対して、別記様式第二十八によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6 〔同上〕

(実施期間)

第三十条 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施期間は、認定の日から五年以内とする。ただし、認定地域再生計画の計画期間を超えてはならない。

(特定業務施設において常時雇用する従業員)

第三十一条 法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数(移転型事業を行おうとする場合にあつては、当該特定業務施設に法第七七条の二第一項第一号に規定する地域(第三十三条第二号及び第三十六条第二項において「特定集中地域」という。)にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数を含む。)

- 二 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種

(特定業務施設において常時雇用する従業員の数)

第三十二条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める数は、五人とする。ただし、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う者が中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条第一号において同じ。)である場合には、二人とする。

第三十条 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施期間は、認定の日から五年以内とする。ただし、認定地域再生計画の計画期間を超えてはならない。

(特定業務施設において常時雇用する従業員)

第三十一条 法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数(移転型事業を行おうとする場合にあつては、当該特定業務施設に法第七七条の二第一項第一号に規定する地域(第三十三条第二号及び第三十六条第二項において「特定集中地域」という。)にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数を含む。)

- 二 地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種

(特定業務施設において常時雇用する従業員の数)

第三十二条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める数は、十人とする。ただし、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う者が中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条第一号において同じ。)である場合には、五人とする。

(特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件)

第三十三条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が五人以上（中小企業者の場合は、二人以上）であること。

二 移転型事業を行おうとする場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。ただし、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間（以下この号において単に「実施期間」という。）

又は前号の特定業務施設を事業の用に供する日の属する年若しくは事業年度に、特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合にあっては、当該減少が見込まれる従業員の数（その数が定年に達したことにより退職する者の数と自己の都合により退職する者の数の合計の数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）を限度として同号の特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員を特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者とみなす。

イ 当該実施期間に前号の特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の過半数が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であること。

(特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件)

第三十三条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が十人以上（中小企業者の場合は、五人以上）であること。

二 移転型事業を行おうとする場合にあっては、前号の特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であること。ただし、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に、特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合にあっては、当該減少が見込まれる従業員の数（その数が定年に達したことにより退職する者の数と自己の都合により退職する者の数の合計の数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）を限度として当該特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員を特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者とみなす。

「号の細分を加える。」

㉑ 前号の特定業務施設を事業の用に供する日の属する年又は事業年度に当該特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の過半数が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であつて、かつ、当該実施期間に同号の特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の四分の一以上が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であること。

(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更に係る認定の申請)

第三十四条 法第十七条の二第四項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更の認定を受けようとする認定事業者のうち、移転型事業を行う者は別記様式第二十による申請書を、拡充型事業を行う者は別記様式第二十一による申請書を、認定都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に認定都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施状況を記載した書類

二 [略]

3 [略]

(認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の取消し)

「号の細分を加える。」

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更に係る認定の申請)

第三十四条 法第十七条の二第四項の規定により地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定を受けようとする認定事業者のうち、移転型事業を行う者は別記様式第二十九による申請書を、拡充型事業を行う者は別記様式第三十による申請書を、認定都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に認定都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施状況を記載した書類

二 [同上]

3 [同上]

(認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の取消し)

第三十五条 認定都道府県知事は、法第十七条の二第六項の規定により認定を取り消したときは、別記様式第二十二によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(実施状況の報告)

第三十六条 認定事業者は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後一月以内に、移転型事業を行った者については別記様式第二十三により、拡充型事業を行った者については別記様式第二十四により、認定都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。

(特定業務施設における従業員の要件)

第三十七条 法第十七条の五の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 1 認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設

第三十五条 認定都道府県知事は、法第十七条の二第六項の規定により認定を取り消したときは、別記様式第三十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(実施状況の報告)

第三十六条 認定事業者は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後一月以内に、移転型事業を行った者については別記様式第三十二により、拡充型事業を行った者については別記様式第三十三により、認定都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。

(特定業務施設における従業員の要件)

第三十七条 法第十七条の五の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 1 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設にお

において新たに雇い入れた常時雇用する者

二 認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

三 認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた常時雇用する者

四 認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

（地域来訪者等利便増進活動計画の認定に係る手続）

第三十八条 法第十七条の七第一項の規定により認定の申請をしようとする地域来訪者等利便増進活動実施団体（法第五条第四項第六号に規定する地域来訪者等利便増進活動実施団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。）の長に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の

いて新たに雇い入れた常時雇用する者

二 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

三 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた常時雇用する者

四 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

〔条を加える。〕

日の属する事業年度に設立された地域来訪者等利便増進活動実施団体
にあつては、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

三 法第十七条の七第五項の同意を得たことを証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

(資金計画の記載事項)

第三十九条 法第十七条の七第二項第七号の資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。この場合において、収入予算においては、総受益事業者の負担することとなる負担金の額を収入金として計上しなければならない。

2 前項の収支予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分しなければならない。

(地域来訪者等利便増進活動計画の記載事項)

第四十条 法第十七条の七第二項第八号の内閣府令で定める事項は、地域来訪者等利便増進活動実施団体が地域来訪者等利便増進活動以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び申請の日の属する直前の事業年度における損益の状況とする。

(地域来訪者等利便増進活動計画の公告)

第四十一条 法第十七条の七第六項の規定による公告は、地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の認定市町村が適切と認める方法により行うものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

(法第十七条の七第十三項の内閣府令で定める軽微な変更)

第四十二条 法第十七条の七第十三項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 資金計画の変更であつて、次に掲げるもの
イ 総受益事業者の負担することとなる負担金の額の百分の十以内の減少による変更
- ロ 収入金又は支出金の額の百分の十以内の増加又は減少による変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域来訪者等利便増進活動計画の実施に支障がないものとして条例で定める軽微な変更

(法第十七条の十三第六項の内閣府令で定める軽微な変更)

第四十三条 法第十七条の十三第六項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、商店街活性化促進事業計画の趣旨の変更を伴わない変更

(生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案)

第四十四条 法第十七条の二十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画(法第十七条の二十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下この条において同じ。)の作成又は変更の提案を行うおうとする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、**認定市**

「条を加える。」

「条を加える。」

(生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案)

第三十八条 法第十七条の十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画(法第十七条の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下この条において同じ。)の作成又は変更の提案を行うおうとする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、**認定市町村**

町村に提出しなければならない。

(法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。)に提出しなければならぬ。

第四十五条 「略」

第三十九条 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第八中「確認申請書」の前記「地域再生法施行規則第24条第2項に係る」を加えて「長の氏名

「会社所在地

」や「長」並びに「会社の名称及び代表者の氏名 印」や「会社名 印」

代表者の氏名 印」

「地域再生法第16条」や「地域再生法施行規則第24条第1項」並びに「地域再生法施行規則第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり」や並し「します」の並びに「。なお、関係する認定地域再生計

「1. 会社

画及び当該認定地域再生計画に記載されている特定地域再生事業は下記のとおりです」や並し「2. 主た

3. 事業

の名称及び代表者の氏名

「1. 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項 印 「注 氏名の記載
る事業所の所在地 印」

の具体的内容 印」 2. 会社が行う特定地域再生事業の内容 印 (備考) 用紙の大

を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

を「注 1. 関係する認定地域再生計画を特
きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。」

定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。
。」に改める。

別記様式第九を削る。

別記様式第十を次のように改め、同様式を別記様式第九とする。

地域再生法施行規則第24条第4項に係る確認書

年 月 日

会社所在地

会社名

代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長 印

年 月 日付けの下記の確認申請について、地域再生法施行規則第24条第4項の規定に基づき確認します。

記

1. 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
2. 会社が行う特定地域再生事業の内容
3. 地域再生法施行規則第23条第1号から第4号までに該当すること。
 - (1) 設立年月日 年 月 日
 - (2) 業種
 - (3) 資本金額 万円
 - (4) 前事業年度における営業利益の額の売上高に対する割合 %
 - (5) 常時雇用する従業員の数 人
 - (6) 1. の認定地域再生計画に関して地域再生法施行規則第26条第4項の確認書の交付を受けた会社が他になく、2. の特定地域再生事業を専ら行う株式会社であること
4. 地域再生法施行規則第23条第5号から第8号までに該当すること。
 - 第5号 外部資本が1/6以上であること
 - 第6号 未上場会社であること
 - 第7号 大規模会社の子会社でないこと
 - 第8号 風俗営業等を行っていないこと

注 必要に応じて、以下の事項も本確認書に追記するようにしてください。

--

- (1) この確認が行われたことについては、〇〇〇（地方公共団体名）及び内閣府のホームページにおいて公表される場合があります。
- (2) 株式の払込みの期日において地域再生法施行規則第23条各号に掲げる要件に該当しないとき又は偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納してください。
- (3) この確認は、〇〇〇（地方公共団体名）として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して伝達してください。

別記様式第十一中「別記様式第11」や「別記様式第10」に「地域再生法第16条に規定する確認を
「会

」や「地域再生法施行規則第24条第5項に係る確認を」に「会社の名称及び代表者の氏名 殿」や「会
代

社所在地

社 名 に「長の氏名」や「長」に「地域再生法第16条に規定する確認の」や「地
表者の氏名 殿」

域再生法施行規則第24条第1項に規定する確認の」に「第24条第4項」や「第24条第5項」に於
、注及び備考を削り、同様式を別記様式第十とする。

別記様式第十二から別記様式第二十までを削る。

別記様式第二十一を次のように改め、同様式を別記様式第十一とする。

地域再生法第 1 6 条に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名

印

地域再生法第 1 6 条の規定に係る確認を受けたいので、地域再生法施行規則第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社要件に関する事項

- (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
- (2) 会社が行う特定地域再生事業の内容

2. 株式の払込みに関する事項

- (1) 個人の氏名及び住所
- (2) 払込期日 (又は設立の日) 年 月 日
- (3) 取得株式数 株
- (4) 払込金額 1 株 円
- (5) 払込金額の総額 円

注 1 本申請書は、払込みを行った個人ごとに 1 通申請してください。

注 2 1. (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

地域再生法第 1 6 条に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名

印

地域再生法第 1 6 条の規定に係る確認を受けたいので、地域再生法施行規則第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社要件に関する事項

- (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
- (2) 会社が行う特定地域再生事業の内容

2. 株式の払込みに関する事項

(1) 個人の氏名及び住所

民法組合等の名称及び所在地

当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地

出資価額割合 %

(2) 払込期日 (又は成立の日) 年 月 日

(3) 取得株式数 株

民法組合等の取得株式数 株

(4) 払込金額 1 株 円

(5) 払込金額の総額 円

民法組合等の払込金額の総額 円

注 1 本申請書は、払込みを行った個人ごとに 1 通申請してください。

注 2 1. (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

別記様式第十一の次に別記様式第十二として次の一様式を加える。

民法組合等であることの誓約書

年 月 日

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 殿

組合所在地

組 合 名

代表者の氏名 印

当組合は、下記の事項について誓約します。

記

1. 組合契約の種類

当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること

2. 上記1の契約を締結する個人又は民法組合等

氏名（名称）

住所（所在地）

3. 上記の者の出資価額割合

別記様式第二十二を次のように改め、同様式を別記様式第十三とする。

地域再生法第16条に係る確認書

年 月 日

会社所在地

会社名

代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長 印

年 月 日付けの下記の確認申請について、地域再生法第16条及び地域再生法施行規則第26条第4項の規定に基づき確認します。

記

1. 会社に関する事項

(1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項

(2) 会社が行う特定地域再生事業の内容

(3) 地域再生法施行規則第23条第1号から第4号までに該当すること。

(イ) 設立年月日 年 月 日

(ロ) 業種

(ハ) 資本金額 万円

(ニ) 前事業年度における営業利益の額の売上高に対する割合 %

(ホ) 常時雇用する従業員の数 人

(ヘ) (1) の認定地域再生計画に関して地域再生法施行規則第26条第4項の確認書の交付を受けた会社が他になく、(2) の特定地域再生事業を専ら行う株式会社であること

(4) 地域再生法施行規則第23条第5号から第8号までに該当すること。

第5号 外部資本が1/6以上であること

第6号 未上場会社であること

第7号 大規模会社の子会社でないこと

第8号 風俗営業等を行っていないこと

2. 株式の払込みに関する事項

(1) 個人の氏名及び住所

(2) 払込期日（又は成立の日） 年 月 日

(3) 取得株式数 株

(4) 払込金額 1株 円

(5) 払込金額の総額 円

別記様式第二十三中「別記様式第23」を「別記様式第14」に、「地域再生法施行規則第26条第9項

「会社所在地

」を「地域再生法第16条」に、「会社の名称及び代表者の氏名 殿」を「会社名 殿」に

代表者の氏名 殿」

、「長の氏名」を「長」に、「地域再生法施行規則第26条第6項」を「地域再生法第16条」に、「による」を「に係る確認の」に改め、「同条第9項の規定に基づき同条第8項の」を削り、「ので」のトに「、地域再生法施行規則第26条第5項の規定に基づき」を加え、注及び備考を削り、同様式を別記様式第十四とする。

別記様式第二十四中「別記様式第24」を「別記様式第15」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第十五とする。

別記様式第二十五中「別記様式第25」を「別記様式第16」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第十六とする。

別記様式第二十六中「別記様式第26」を「別記様式第17」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備

計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第十七とする。

別記様式第二十七中「別記様式第27」を「別記様式第18」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第十八とする。

別記様式第二十八中「別記様式第28」を「別記様式第19」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第十九とする。

別記様式第二十九中「別記様式第29」を「別記様式第20」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第二十とする。

別記様式第三十中「別記様式第30」を「別記様式第21」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第二十一とする。

別記様式第三十一中「別記様式第31」を「別記様式第22」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第二十二とする。

別記様式第三十二中「別記様式第32」を「別記様式第23」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第二十三とする。

別記様式第三十三中「別記様式第33」を「別記様式第24」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に改め、同様式を別記様式第二十四とし、同様式の次に別記様式第二十五として次の一様式を加える。

別記様式第25（第38条関係）

地域来訪者等利便増進活動計画認定申請書

年 月 日

認定市町村の長 殿

地域来訪者等利便増進活動実施団体の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第17条の7第1項の規定に基づき、地域来訪者等利便増進活動計画について認定を申請します。

地域来訪者等利便増進活動計画

- 1 地域来訪者等利便増進活動を実施する区域
- 2 地域来訪者等利便増進活動の目標
- 3 地域来訪者等利便増進活動の内容
- 4 地域来訪者等利便増進活動により事業者が受けると見込まれる利益の内容及び程度
- 5 前号の利益を受ける事業者の範囲
- 6 計画期間
- 7 資金計画
- 8 地域来訪者等利便増進活動実施団体が地域来訪者等利便増進活動以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び申請の日の属する直前の事業年度における損益の状況

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 地域再生法の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地域再生法第十六条の規定に基づくこの府令による改正前の地域再生法施行規則（次項において「旧府令」という。）第二十三条及び第二十四条第一項から第五項までの規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧府令第二十四条第三項の確認書の交付を受けた会社（同条第五項の有効期間が満了していない場合に限る。）については、同条第六項から第十二項まで、第二十五条及び第二十六条の規定並びに別記様式第十二から第二十三までに規定する様式は、なおその効力を有する。